

第5章 望ましい環境像の実現に向けた方針

第1節 施策の基本的な考え方

望ましい環境像の実現に向けて、各長期目標を達成するための施策の方針を示します。

施策の実施による目標の達成度や進捗状況を把握するため、各長期目標における指標を設定します。

さらに、目標の達成に向けて実施する市の取組を示します。

第2節 各長期目標の実現に向けた施策

1 自然と共生するまち

1-1 施策の実施方針

自然と共生する社会の実現に向け、山岳や里山、農地などの自然環境の保全と、生物の生息環境の保全を確実に進めます。

野生動物との共生や生物多様性の保全への理解を深め、地域の自然を守りながら、持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

1-2 指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
	2024 (令和6) 年度	2032 (令和14) 年度
有害鳥獣による農作物被害額 (千円)	5,475	4,376

1-3 市の取組

(1) 自然環境の保全



施策① 山岳地の保全

◆地形の改変による自然災害の防止

- ・国や県と連携し、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定やハザードマップ整備を進め、危険区域での無秩序な開発を防ぎます。
- ・国や県と連携し、急傾斜地や地すべり危険箇所では法面工事や治山施設の整備を進め、斜面の安定化と土砂災害の防止を図ります

◆森林の維持管理の実施

- ・山岳地の森林で間伐などの造林活動を進め、健全な森林の維持管理を図ります。
- ・山岳地における森林施業を推進し、林業経営の基盤を整え、森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。



◆貴重な動植物の保護

- ・湿地や自然林に生育する貴重な動植物を守るため、競合する植生の管理や生育環境の保全を進めます。
- ・貴重な動植物の生息状況を把握する調査を継続し、適切な管理を行います。
- ・ニホンカモシカなどの天然記念物の適正な保護を行います。

施策② 里山の保全

◆里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施

- ・地域住民等の活動組織による貴重な動植物の保全活動を支援します。
- ・地域で行われる天然記念物や希少種の保護活動を支援し、適正な管理を促進します。

施策③ 農地の保全

◆減農薬・減化学肥料の取組

- ・環境負荷低減に配慮した栽培方法を推進し、減農薬・減化学肥料の取組を支援します。
- ・土壌診断や有機資源の活用による土づくりを進め、健全な農地環境を維持します。

◆有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等）

- ・食物残渣や家畜排泄物等を堆肥化し、地域内で循環利用する仕組みを強化します。
- ・有機資源センターを活用し、資源循環型農業を推進します。

◆農業施設（用水路等）の多自然化への配慮

- ・農業用水路やため池などの整備において、生態系に配慮した設計や管理を推進するため、土地改良区や地域団体の取組を支援します。
- ・施設改修時には、自然型護岸やビオトープ化など、多自然型工法の導入を促進します。

◆地産地消の推進

- ・学校給食や地域イベントでの地場産食材の活用を進め、地域農業の持続性と食育の充実を図ります。

（2）生物多様性の保全



施策① 野生動物との共生

◆野生動物とのすみ分け（緩衝帯の設置）

- ・地域住民等の活動組織による緩衝帯の整備や放任果樹の除去など、野生動物とのすみ分けを図る取組を支援します。
- ・鳥獣被害防止と自然環境の調和を目指し、地域ぐるみの環境整備を促進します。

◆野生動物個体数の適正管理

- ・農作物や人への被害を防ぐため、ニホンザルやイノシシなどの個体数を計画的に管理します。
- ・猟友会や地域と協力し、個体数管理や緊急銃猟のための捕獲、調査を行い、科学的データに基づいて適正管理を推進します。



◆有害鳥獣による被害防止に向けた体制整備

- ・ 猟友会や地域組織と連携し、捕獲や監視の協力体制を整えます。
- ・ 農業者や自治会と協力し、役割分担や維持管理の仕組みを作ります。
- ・ 被害情報を共有するため、地域ごとの連絡会を開催します。

◆有害鳥獣に関する情報発信

- ・ クマの出没情報を迅速に発信し、注意喚起を行います。
- ・ 農作物被害や捕獲状況などを市民にわかりやすく伝えます。
- ・ SNS や防災無線など複数の手段で情報を届けます。

◆有害鳥獣による農地・農作物被害との軽減

- ・ 電気柵や防護ネットの設置を支援します。
- ・ 地域での見回りや監視体制を強化します。
- ・ 猟友会と連携し、イノシシやシカなどの捕獲を推進します。
- ・ 被害状況を把握し、効果的な対策を検討します。

施策② 生物の生息環境の保全

◆絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復

- ・ 市内で確認されている絶滅危惧種の情報を把握し、保護に向けた取組を必要に応じて検討します。
- ・ 湿地などの自然環境を保全するため、水質改善や植生回復などの管理を推進します。

◆外来種やペットの自然界への放出の防止

- ・ 市内で確認されたアライグマやハクビシンなどの外来種について目撃情報を収集し、必要に応じて防除・捕獲を検討します。
- ・ ペットの適正飼育について、市民への普及啓発活動を行います。

◆動植物生息・生育状況の調査の実施

- ・ 河川や湿地の生物調査について、地域・関係団体や学校と連携し、市が支援・調整を行います。
- ・ 市民や学校が参加する調査活動を推進し、結果を環境施策に活用します。



2 脱炭素のまち

2-1 施策の実施方針

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量を削減する施策（緩和策）と地球温暖化の影響に対応する施策（適応策）を確実に進めます。

地球温暖化による気候変動への理解を深め、魅力的な脱炭素ライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然と歴史が息づくまちを守り、将来世代に健全で恵み豊かな環境を継承するうえで欠かせないものです。脱炭素社会の実現は、地域の魅力と調和した持続可能な暮らしを支える重要な基盤となります。

2-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
市域における温室効果ガス削減量 （t-CO2）	-	500,455
市内の再生可能エネルギーによる 発電設備容量（MW）	19.9	90.1

2-3 市の取組

（1）再エネ・省エネの推進



施策① 再生可能エネルギーの導入促進

◆再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発

- ・再エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。

◆太陽光発電設備や蓄電池などの導入促進

- ・市民、事業者に対して太陽光発電設備や蓄電池などの導入を補助し、普及を推進します。
- ・新設及び改築等の公共施設への太陽光発電設備の設置や、PPA方式の活用を推進します。

◆太陽光以外の再生可能エネルギーの導入促進

- ・施設園芸農家を対象に、地中熱利用設備の導入を推進します。
- ・中小水力発電や風力発電、バイオマス発電設備の設置の検討や導入の促進を行います。

◆再生可能エネルギーの活用に向けた取組の推進

- ・再生可能エネルギー由来の電力への切替えを推進します。
- ・公共施設で使用する電力は、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。
- ・事業者の新エネルギー導入を支援するとともに、新エネルギーに関する情報発信や教育を行います。
- ・事業者の行う新エネルギー事業の適正な実施を指導、支援します。



施策② 省エネルギーの導入促進

◆省エネルギーにつながる行動等の普及・啓発

- ・省エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。
- ・環境省の「デコ活」や新潟県の「にいがたゼロチャレ30」など、家庭や事業所でできる省エネ行動とその効果を紹介し、行動の実践を促します。

◆省エネルギー設備等の導入促進

- ・市民、事業者に対して空調や照明等の高効率機器の導入や買替を補助し、普及を促進します。
- ・街灯等へのLED化を促進します。
- ・公用車の電気自動車の買替や充電設備の導入を促進します。

◆建築物の省エネルギー化の推進

- ・住宅や事業者のZEHやZEB化等に関する情報発信を行います。
- ・公共施設のZEB化や照明のLED化を推進します。

◆環境にやさしいエネルギーへの転換の促進

- ・施設園芸農家を対象に、灯油から地中熱を活用したヒートポンプ等の導入を促進します。

施策③ 環境と調和したまちの形成

◆持続可能な都市とエネルギーシステムの構築に向けた検討

- ・地域単位で再生可能エネルギーを導入し、自立分散型のエネルギーシステムを構築します。
- ・地域の脱炭素化を促進するために環境に配慮し、地域のメリットにつながる再エネの導入となる区域や環境保全等のために配慮が必要な区域の設定を検討します。

◆環境にやさしい公共交通体系の整備

- ・歩行者や自転車の安全性と利便性を高めるため、市道の整備を推進します。
- ・日常生活を支える公共交通の維持・確保を図るため、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成を推進します。

◆次世代自動車等の普及促進

- ・公用車の電気自動車導入を進め、市内での電気自動車の普及を促進します。
- ・電気自動車の充電設備の整備を進め、市内での電気自動車の利用環境の充実を図ります。

◆緑地の保全と緑化の推進

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。



施策④ 自然資源等を活用した吸収源対策

◆森林資源の適切な管理及び森林整備

- ・間伐などの造林活動を推進し、健全な森林の育成を図ります。
- ・森林施業を進め、林業経営の基盤づくりと森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。

◆カーボンオフセットの活用に向けた取組の推進

- ・省エネや再エネの導入、森林整備などで削減・吸収したCO₂を見える化し、取引可能にすることで脱炭素社会の実現を後押しします。
- ・森林の植林や保全、農地での炭素貯留を進め、CO₂吸収量を増やします。

(2) 気候変動への適応



施策① 農業・林業への対策

◆農業施設の強靱化と長寿命化

- ・市が管理する農業用施設の維持・修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

◆野生鳥獣による農作物被害の軽減

- ・電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲駆除等を行います。

施策② 自然災害への対策

◆水害・土砂災害リスクの低減

- ・河川や排水路、調整池において、除草や土砂撤去等の維持管理を行うことで、流下能力や調整池の機能確保を図ります。
- ・早期避難を促すため、ハザードマップや防災情報の情報発信、避難訓練の充実など、ソフト対策を強化し、市民が自ら安全を確保できる体制を整えます。

◆雪害への対応力の向上

- ・道路の除雪により、交通の安全確保や通勤通学の安定、緊急時のアクセスなどを確保し、必要に応じて予防的な通行止めを行います。
- ・消融雪施設の維持管理を行うことで、車両や歩行者等の安全な通行を確保します。
- ・屋根の雪下ろし作業の転落事故防止のため、命綱固定アンカー設置費用を補助し、作業者の安全確保を図ります。

◆情報の活用による災害対応力の向上

- ・市の広報媒体にて、防災・緊急情報を発信します。

◆市民の防災意識と地域防災力の向上

- ・自主防災組織への活動支援や防災訓練の実施を通じて、地域主体の防災対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。



施策③ 熱中症等対策

◆気象リスクに対応した健康被害の予防と情報発信

- ・Web サイトや SNS、リーフレット等による市民向けの熱中症予防のための注意喚起や普及啓発を行います。

◆都市の緑地保全による暑さ対策

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。(再掲)



3 資源循環のまち

3-1 施策の実施方針

資源循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を確実に進めます。

3R の考え方を広め、分別やリサイクルを徹底し、持続可能なライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然環境への負荷を減らし、地域の美しさと歴史を守るうえで欠かせません。資源循環型社会の実現は、心地よい暮らしと地域の魅力を未来へつなぐ重要な基盤となります。

3-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ量（g）	552	582以下
ごみ収集量に占める資源物の割合（%）	13.7	14.42以上
大クリーン作戦で収集されるごみの量（t）	10.05	15.48以下

※上記指標の目標値は、過去5年間（令和2～6年度）の実績の平均値とした。

3-3 市の取組

（1）ごみの減量・資源循環



施策① ごみの発生抑制（リデュース）

◆ごみの発生抑制の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。
- ・市の広報媒体を活用し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する情報を発信することで、市民及び事業者の意識の向上を図ります。

◆適正なごみの分別の推進

- ・ごみの出し方に関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールの普及啓発を行います。

施策② 再利用の推進（リユース）

◆再利用に関する普及・啓発

- ・リユースショップやフリマアプリの活用など、不用品のリユース方法等を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆再利用製品の利用促進

- ・詰め替え商品やリフィル製品の利用を促進し、製品や資材の再使用を進めます。
- ・リユース家電や中古家具など、再使用できる製品の購入を促進します。



- ・市が一定規模以上の建設工事を行う場合、工事開始前に分別解体などの計画を届け出ること
で、建設廃棄物の適正処理を促し、資源の再利用を進めます。

施策③ 再資源の推進（リサイクル）

◆再資源化に関する普及・啓発

- ・資源循環の重要性やリサイクルの効果を広く周知し、市民の理解と参加意識を高めます。
- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）や家電などの再資源化の方法を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆分別収集の徹底

- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を適正に分別し、決められた方法で排出するよう徹底します。
- ・家電リサイクル法対象品目やパソコンなどの適正な排出方法を広報媒体で情報発信し、再資源化の徹底を図ります。
- ・リサイクルに関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールや適正な排出方法を普及啓発します。

◆資源ごみの回収機会の確保

- ・家庭から排出される資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を収集し、資源化を図ります。
- ・白色トレイや紙パック、電池などについて、スーパーや公共施設に設置した指定回収場所を活用し、市民が排出しやすい環境を整えます。

◆有機資源の再資源化の推進

- ・焼却ごみの削減に向けて、家庭から排出される生ごみを分別収集し、堆肥化を行います。
- ・学校給食の食品残渣や家畜排泄物、もみ殻などを堆肥化し、学校菜園や農地で活用することで地域の食育を促進します。
- ・市民に対して、生ごみ処理機等の購入を行い、家庭での堆肥化を推進します。

◆プラスチックなどのリサイクルシステムの構築の検討

- ・プラスチックのリサイクル化に向けて、検討を進めます。

（2）ごみの適正処理の推進



施策① 環境に配慮した消費行動の推進

◆環境配慮型ライフスタイルや消費行動の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を推進します。
- ・マイバッグやマイボトルの利用など、使い捨てを減らすライフスタイルを推進します。
- ・地産地消やリユースの促進など、地域資源を活かした行動を推進します。



◆環境教育・情報提供による意識の醸成

- ・食育や環境学習を通じて、食品ロス削減や資源循環の重要性を理解する機会を提供します。
- ・広報媒体を活用し、持続可能な消費行動に関する情報を発信します。
- ・国や県の取組（デコ活、にいがたゼロチャレ 30）と連携し、行動変容を促します。

◆地域でのごみ出しの適正化、事業所周辺でのごみ散乱防止の推進

- ・ごみの分別や指定袋の使用、収集日の遵守など、適正な排出を推進します。
- ・事業所におけるごみ散乱防止を促進し、自動販売機等の回収容器設置を推進します。
- ・地域全体で環境美化を図るため、条例や啓発活動により不法投棄やポイ捨て防止を推進します。

施策② 不法投棄の防止

◆不法投棄に関する市民・事業者への普及・啓発

- ・不法投棄は犯罪であることや法令・罰則を周知します。
- ・啓発看板の設置や広報活動により、未然防止を図ります。
- ・地域や事業者と連携した環境美化活動を通じて啓発を進めます。

◆財政負担、環境負荷等の見える化

- ・不法投棄や分別の不徹底に起因する財政負担・環境負荷を周知し、適切なおみ処理の啓発・推進を図ります。

◆関係機関との連携による違反者への指導等の徹底

- ・警察や新潟県と連携し、不法投棄の通報体制を整備します。
- ・新発田地域広域事務組合や市の関係部署と情報を共有し、違反者への厳正な指導・処分を徹底します。
- ・関係機関と協力して現場確認や調査を行い、再発防止に向けた対応を進めます。

◆不法投棄防止のための監視・啓発

- ・不法投棄が発生しやすい場所を把握し、定期的なパトロールを行います。
- ・啓発看板の設置や土地の適正管理（柵・ロープ設置、草刈り）を促し、未然防止を図ります。
- ・不法投棄を発見した場合は、警察や県のホットラインへの通報を徹底し、地域ぐるみで防止体制を強化します。

◆不法投棄ごみの早期発見・早期回収

- ・里山や水辺などで定期的な巡回や地域活動を通じて、不法投棄ごみを早期に発見します。
- ・発見したごみは、関係機関や地域と連携して速やかに回収し、生活環境の悪化を防ぎます。

◆大クリーン作戦の開催及び各団体の環境美化活動支援

- ・市主催の大クリーン作戦を継続的に開催し、地域全体で環境美化を推進します。
- ・海岸清掃や地区清掃など、各団体の自主的な美化活動を支援し、地域の魅力向上と不法投棄防止につなげます。



4 快適に生活できるまち

4-1 施策の実施方針

大気・水・地盤などの環境を保全し、騒音や振動のない暮らしを確保し、快適な生活環境を守ります。

4-2 指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
	2024 (令和6) 年度	2032 (令和14) 年度
新発田川のBOD (75%値) (mg/l)	3.6	3.0 以下
汚水処理人口普及率 (%)	86.30	89.00

4-3 市の取組

(1) 大気環境の保全



施策① きれいな空気の確保

◆大気汚染の監視・情報伝達

- ・PM2.5 や光化学オキシダントを新潟県が常時監視し、注意報発令時には市が情報を周知します。
- ・監視結果を分析し、汚染源を特定して排出規制や技術改善などの対策を講じます。
- ・情報提供により、市民や企業の環境意識を高め、排出抑制につなげます。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、大気汚染に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・大気汚染防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・大気汚染防止設備の導入を資金支援により促進します。

◆公共交通機関の利用促進

- ・コミュニティバスやデマンド交通など、地域の公共交通の利便性を向上することにより、自家用車の利用を抑制し、排出ガスの削減につなげます。

◆次世代自動車等の普及促進

- ・電気自動車やハイブリッド車の普及を促進するため、充電設備の整備や利用に関する情報を周知し、導入を支援します。



施策② フロン類の適正な管理

◆フロン類の適正管理の指導・啓発

- ・市の Web サイトでオゾン層保護に関する情報を発信し、事業者や市民にフロン類の適正管理を普及啓発します。
- ・庁内機器について、フロン排出抑制法に基づく点検を毎年通知し、機器の適正管理と廃棄時の回収・処理の徹底を指導します。

施策③ 悪臭防止対策の実施

◆野焼きの防止

- ・広報やパトロールを通じて野焼き防止を呼びかけ、廃棄物の適正処理や火災リスクの低減を図ります。
- ・野焼き防止に関する情報を周知し、地域の環境意識の向上を促します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、悪臭防止に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・悪臭防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・悪臭防止設備の導入を資金支援により促進します。

(2) 水環境の保全



施策① 河川等の水質保全

◆水質汚濁の監視（河川等の水質検査）・情報伝達

- ・中小河川の水質調査を実施し、関係機関と連携して監視体制を強化します。
- ・油漏れなど異常水質事案が発生した場合、関係機関(新潟県・消防署等)と連携して迅速に対応し、市民へ注意喚起を行います。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、水質に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・水質汚濁防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・水質保全に必要な設備導入を資金支援により促進します。

施策② 下水道・合併浄化槽の整備

◆下水道の整備

- ・下水道の整備を進め、生活排水を適切に処理することで、水質汚濁防止と環境衛生の向上を図ります。
- ・接続により、悪臭や害虫の発生を減らし、公共用水域の水質保全に貢献します。

◆合併浄化槽の設置

- ・下水道未整備地域では、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による水道水源や河川の汚濁防止を図ります。
- ・設置に必要な支援を行い、普及を促進します。



◆下水道接続・合併浄化槽設置に向けた普及・啓発

- ・ 広報や説明会を通じて、下水道接続や浄化槽設置の重要性を周知し、地域全体で環境保全への理解を深めます。
- ・ 下水道接続や浄化槽設置による効果（悪臭防止、水質保全、美しい自然の保全）をわかりやすく伝えます。

(3) 地盤環境の保全



施策① 地下水利用の適正化

◆地盤沈下の調査

- ・ 新潟県と連携し、計画的な水準測量を実施して地盤沈下の状況を把握・監視します。

施策② 汚染のない地下水と土壌の確保

◆土壌汚染の監視

- ・ 関係機関と連携し、土壌汚染の状況を把握するための調査を行い、必要な対策を講じます。

◆工場・事業所等への指導

- ・ 公害防止協定に基づき、土壌や地下水の汚染防止を指導します。

◆地下水汚染に対する安全対策

- ・ 地下水の安全確保のため調査・監視を行い、必要に応じて対策を実施します。
- ・ 紫雲寺地区の井戸水調査を実施し、必要性や方法を見直して効果的な管理を図ります。

(4) 騒音と振動の防止



施策① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止

◆騒音・振動の監視

- ・ 自動車騒音常時監視や環境騒音測定を実施し、騒音・振動の状況を把握・監視します。

◆工事・事業所等に対する規制・指導

- ・ 法令に基づき、騒音・振動に関する基準遵守や手続きの徹底を指導します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・ 公害防止協定に基づき、騒音・振動防止のための規制や指導を行います。

◆環境にやさしい公共交通体系の構築の検討

- ・ 事業者と協力し、ノーマイカーデーの実施や公共交通・自転車利用の促進により、自動車交通による騒音・振動の低減を推進します。



5 魅力的で心豊かに暮らせるまち

5-1 施策の実施方針

魅力的で心豊かに暮らせる社会の実現に向け、身近な緑や水辺などの環境を守り、文化財や歴史的景観を大切にしながら、環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、市民や事業者、環境団体などが協力し、環境意識を高める取組を広げることで、地域の魅力を活かした持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

5-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
大クリーン作戦で収集されるごみの量 （t）	10.05	15.48 以下
自然資源を活かした観光地への 来訪者数（人/年度）	1,407,695	1,700,000

※自然資源を活かした観光地とは、温泉や自然環境、名所・旧跡を指します。

5-3 市の取組

（1）身近な環境の保全



施策① 身近な緑の保全

◆都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備

- ・街路樹や公園の緑を計画的に維持管理し、緑豊かな都市景観を守ります。

◆工業地域における緑地帯の整備

- ・工場立地法に基づき、工場の新設・増設時に緑地と環境施設の一定面積を確保する届出制度を実施し、緑の保全に努めます。

◆公共施設・市有地における緑化と管理

- ・公共施設で率先して緑化を推進するとともに、市有地の草刈りや樹木管理を適切に行い、緑を維持し、良好な景観を保ちます。

施策② 水辺環境の保全

◆水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するための関係機関・団体との連携

- ・福島潟の保全に向け、「クリーン作戦」や「ヨシ焼き」などの取組を関係機関と連携して進めます。



施策③ 環境美化の推進

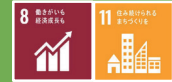
◆環境美化に対する意識啓発

- ・「大クリーン作戦」や自治会の清掃活動を支援し、ボランティア袋の無償提供や不燃ごみの回収を行うことで、環境美化への意識を高めます。

◆空き地・空き家の適正管理

- ・空き地や空き家の適正管理を進め、景観の悪化や不法投棄を防ぎます。

(2) 魅力的なまちの創造



施策① 文化財の保護と歴史的景観の保全

◆歴史的建造物や史跡の保護

- ・指定文化財の修理事業に対して補助金を交付し、歴史遺産の適正な保存を支援します。

◆歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備

- ・新発田市景観計画に基づき、歴史的景観や自然景観と調和した美しい街並みを守り、魅力的な景観形成を促進します。

◆歴史的街並みの保護と整備

- ・新発田城周辺や寺町通りで寺院の木塀改修などを進め、歴史的街並みを保全します。

◆歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出

- ・寺町通りでの「寺びらき」など、歴史的景観を活かしたイベントや交流の場づくりを推進し、城下町の魅力を発信します。

施策② 環境にやさしい観光地づくり

◆グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進

- ・観光パンフレットや町あるきマップで、徒歩やレンタサイクルなど環境負荷の少ない移動手段を紹介し、環境にやさしい観光を普及啓発します。
- ・農薬や化学肥料に過度に頼らずに環境負荷低減を図る有機農業を推進する「食の循環」の取組と、有機農業の産地づくりを進める「オーガニック SHIBATA」の取組を題材としたプログラムを提案し、豊かな自然環境を保全する意識を醸成する教育旅行などを推進します。



(3) 環境意識の醸成



施策① 普及・啓発活動の推進

◆情報発信と行動指針の周知

- ・市の広報媒体で、環境に関する取組やイベント情報を発信します。
- ・市民や事業者が環境に配慮した行動を選択できるよう、行動指針をわかりやすく整理し、広報やイベントを通じて周知します。

◆参加型イベントと啓発活動

- ・環境啓発イベントを開催し、学校や地域団体による環境活動の発表や、環境に関するコンテンツの表彰などを行います。
- ・事業所による地域清掃活動を紹介し、市がごみ袋の提供などで支援することで、取組の広がりを促します。

◆啓発ツール・コンテンツの活用

- ・省エネや温室効果ガス削減につながる取組を推進し、公共施設や教育機関などで実践できる仕組みを整えます。
- ・取組を通じて、地球温暖化対策や環境保全の重要性を広く啓発します。

施策② 環境教育の推進

◆学校教育との連携による環境学習の充実

- ・学校教育と連携し、環境保護や資源循環、農作物の栽培など、身近なテーマを取り入れた学習を進めます。
- ・児童生徒が環境への理解を深め、持続可能な社会づくりに貢献できる力を育むため、各学校の状況に応じた環境教育の充実を図ります。

◆幅広い世代に対する環境教育の機会の確保

- ・講座や環境啓発イベントを開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然や資源の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ・地域活動や団体との連携を強化し、家庭や職場でも環境に配慮した行動が広がるよう啓発を進めます。

施策③ 市民、環境団体、事業者等の取組の推進

◆主体的な環境活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う清掃活動や環境保全活動を支援し、取組の広がりを促します。
- ・活動内容や事例を広報媒体で紹介し、情報発信を通じて同様の取組を広げます。



◆協働による地域の環境保全活動の推進

- ・ 海岸清掃や河川清掃などの活動に加え、プラスチックごみによる海洋汚染など環境課題に関する情報発信を行い、参加者の意識啓発を図ります。
- ・ 市民、環境団体、事業者が協働して地域の環境保全に取り組む仕組みを整えます。

◆市の環境の取組への参画の促進

- ・ 脱炭素に関する環境負荷低減に向けた企業・団体との連携を強化し、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。
- ・ 建設工事における分別解体や資源再利用の計画を促し、廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減を図ります。

